

令和7年度県福祉施策・予算に対する要請事項の処理結果について

部会区分	要請区分	新規・継続
身障福祉・心身 障害福祉共通	施策に関すること	継続
17. 障害福祉分野における ICT・介護ロボット等導入モデル事業の実施について		
説 明	障害施設における利用者の高齢化・重度化並びに介護人材の不足も相まって、これまで以上に業務の効率化や労働環境の改善、生産性向上を図ること等が喫緊の課題となっている。 国においては、安全・安心且つ良質な障害福祉サービスの提供等を推進するため、令和元年度から障害福祉分野における ICT活用や介護ロボット等の導入支援事業を実施している。 一方で、本県では両事業が実施されていないことから、すでに自己財源により機器等を導入した施設や、調達コストが高額のため導入を躊躇している施設もある。 については、県内外の導入事例の成果や課題、現場ニーズの実情等を踏まえ、同事業を早急に実施していただきたい。 なお、同事業実施に際しては、障害関係団体とも連携しながら、施設形態別の導入効果や課題等を把握した上で普及促進を図っていただきたい。	
令和6年度 処理結果 (参考)	障害福祉施設における業務の効率化や従業者の負担軽減を図ることは重要であると認識しており、国が行った「障害福祉サービス事業所等における ICT/ ロボット等導入による生産性向上効果検証事業」を参考に、導入における課題等の研究を行っているところである。	
令和7年度 処理結果	障害福祉施設における業務の効率化や従業者の負担軽減を図ることは重要であると認識しており、障害福祉施設等における ICT・介護ロボット等の導入については、導入事例の成果や課題、ニーズ等について情報収集し、導入に向けて研究していきたい。	
実現に係る課題点	特になし。	
担当課の意見等	特になし。	

令和7年度県福祉施策・予算に対する要請事項の処理結果について

部会区分	要請区分	新規・継続
身障福祉	施策に関すること	新規
18. 医療的ケア児等の通学する特別支援学校の寄宿舎への看護職員の配置について		
説明	県内には、日常的に痰の吸引等の医療支援が必要な医療的ケア児（以下「ケア児」）が約 440 人いるとされ、県立特別支援学校（高等部）への進学を希望する生徒もいる。 本県は離島を多く抱えていること等から、県内 9 つある特別支援学校には寄宿舎が設置されているが、寄宿舎には看護師を常駐できないため、ケア児の受入はできない現状がある。 文部科学省が実施した「学校における医療的ケア児に関する実態調査結果」によれば、全国的に特別支援学校に配置された医療的ケアに従事する看護職員等は増えており、通学可能なケア児であれば学校生活が保障されている。 その一方で、学校の寄宿舎への受入が困難なために、ケア児本人が通学を希望しても結果として通学を断念することになりかねない。このことは、国が進める「インクルーシブ教育システム構築」の理念と矛盾するものである。 ついては、ケア児も他の障害のある生徒と同じように、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、特別支援学校の寄宿舎に看護職員を配置していただくよう特段の御配慮をお願いしたい。	
令和6年度 処理結果 (参考)		
令和7年度 処理結果	医療的ケアを必要とする児童生徒が寄宿舎に入舎することについては、体調が急変した際の対応や、医師のいない状況での夜間の対応等の課題があり、現在、看護師の配置は行っていない。	
実現に係る課題点	① 医療的ケア児の体調が急変した際の保護者等の対応など、安全安心な医療的ケア体制の確保（安全な医療環境整備も含む） ② 医師がいない状況で医療行為を行う看護職員の人材確保 ③ 寄宿舎における看護職員の配置規定の整備 ④ 夜間の対応など寄宿舎指導員の勤務体制の検討 ⑤ 各学校が定める寄宿舎入舎規定等の検討 ⑥ 他職種・他関係機関との連携	

担当課の意見等	特別支援学校の寄宿舎における看護師配置については、医療的ケアが必要な児童生徒の学習保障等の観点から必要であると考えておりますが、医療的ケアの内容によっては、生命にかかわる対応を求められることから、医師のいない状況での夜間の対応など様々な課題があると考えております。 医療的ケア児の寄宿舎への入舎に関しましては、個々の児童生徒の状態に応じて、医師や保護者の意見を踏まえながら、関係機関と連携し、個別に対応を検討していきたいと考えております。
----------------	---

令和7年度県福祉施策・予算に対する要請事項の処理結果について

部会区分	要請区分	新規・継続
身障福祉	予算に関すること	新規
19. 沖縄県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実施要綱の一部見直しについて		
説 明	実施要綱の第11条2項について、「通訳・介助員の業務時間内に要する交通費、施設利用料等については、利用者の負担とする。」とあるために、盲ろう者が外出する際に伴う費用（移動費・施設利用料等）は当事者が通訳介助員の分も負担しなければならない。（当事者1人に通訳介助員が2人の場合には2人分が必要になる。） そのため、盲ろう者自身の負担が大きいために外に出ることをためらう会員が増えている。この状況はコロナ禍を経てさらに悪化している。 沖縄盲ろう者友の会からの補助を考えているが、沖縄盲ろう者友の会の会員数も減少し運営に支障をきたしていることから困難である。 そのため、一部見直しを行い移動に係る交通費も公費負担としていただきたい。	
令和6年度 処理結果 (参考)		
令和7年度 処理結果	通訳・介助員の業務時間内に要する交通費の取扱いについては、他県事例の収集や関係機関との意見交換に取り組むなど、引き続き研究してまいります。	
実現に係る課題点	特になし。	
担当課の意見等	特になし。	

令和7年度県福祉施策・予算に対する要請事項の処理結果について

部会区分	要請区分	新規・継続
心身障害福祉	施策に関すること	新規
20. 入所施設における移動支援時のサービスの活用について		
説 明	知的障害者施設の入所者の高齢化・重度化により、施設支援が集団生活支援から個別の行動援護、身体介護が増えている。夜間や早朝の支援も複雑となり、入所者の日中活動を支援するための人員確保にも苦慮している。 利用者個々の個別支援計画に基づき、特に外出支援など個別的な支援を行うためには、現行の人員配置基準での対応は困難な状況であり、入所施設においても居宅介護等（移動支援）を活用したサービスの提供が必要である。 については、入所者のQOL（生活の質）向上を目的とした個別の希望に基づく外出支援時においては、居宅介護等（若しくは、同行援護・行動援護）を活用したサービスの提供ができるよう特段のご配慮をお願いしたい。	
令和6年度 処理結果 (参考)		
令和7年度 処理結果	入所施設の入所者に対する居宅介護等を活用したサービス提供については、個々の入所者の状況に応じ、市町村が支給決定しているところである。 県としては、市町村に対し、個々の実態に即した適切な運用がなされるよう、助言等行っていく。	
実現に係る課題点	特になし。	
担当課の意見等	特になし。	